

年 月 日

事前協議申出書（正・副）

泉大津市長 殿

事業者 住所・氏名			
	TEL		
申請代理者 住所・氏名			
	TEL	(担当者名)	

泉大津市開発指導要綱第6条の規定により、次のとおり事前協議を申し出ます。

適用範囲	都市計画法 開発行為 ・ 建築基準法 道路位置指定行為 ・ その他 *丸印をすること		
開発区域 の 名 称			
開発区域 の 面 積	m ²	用途地域	
予定建築物 の 用 途		建築戸数	住 宅 棟 戸 店舗等 棟 戸
そ の 他 規制法令等	埋蔵文化財包蔵地 風致地区 生産緑地 防火地域 準防火地域 臨港地区 その他 ()		
接続道路の 名称・幅員	m	都市計画 施 設	内 外 施設名
里道・水路	里道 … 含む 接続 無し 水路 … 含む 接続 無し	接続道路の 占用・掘削	有 無

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 提出図書等は「別表 1 事前協議申出書課別提出図書一覧」を参照すること。
- この申出書は、標記開発事業に係る事前協議のほか他法令所管部局等との協議調整を行う目的で利用します

※ 受 付 欄

(裏)

設 計 説 明 概 要									
開 発 区 域 内 の 土 地 現 況	地目区分	宅 地	農 地	山 林	里道水路 等国有地	その他	合 計		
	面積 m ²								
	比率 %						1 0 0		
土 地 利 用 計 画	利用区分	建築物敷地		公 共 施 設 用 地			その他	合 計	
		一 般 宅 地	公 益 施 設	道 路	公 園	その他			
	面積 m ²								
	比率 %							1 0 0	
注 1 建 築 計 画	工事種別	新 築 増 築 用途変更 その他 ()							
	使用目的	自己用 分 譲 賃 貸 その他 ()							
	高 さ	地上	m		申請部分	他の部分	合 計		
		地下	m	m ²					
	階 数	地上	階	建築面積					
		地下	階	m ²					
	構 造			延べ面積					
				建ぺい率	%				
敷地面積			m ²	容 積 率	%				
排水放流先	汚水、雑排水（浄化槽処理水を含む。） ……公共下水道 ・ 市排水管 ・ 水 路 ・ その他 () 雨 水…公共下水道 ・ 市排水管 ・ 水 路 ・ その他 ()								
駐車場・駐輪場	駐車台数 台				駐輪台数 台				
注 2 消防水利施設	消火栓 箇所 ・ 貯水槽 m ³ × 基 ・ その他 ()								
工事施工期間	年 月 日から 年 月 日の予定								
備 考									

注意

- 1 店舗等又は共同住宅等を複数建築する場合は、建築計画書に記載してください。なお専用住宅を複数建築する場合は、最多戸数分を記載してください。
- 2 既存分の消防水利施設がある場合は、新設分と区別して記載してください。
- 3 事前協議の協定書締結後に返却します事前協議申出書（副）関係書類は、泉大津市開発指導要綱の規定による各種届出に必要ですので、大切に保管してください。

建 築 計 画 書

第 1 区 域	工事種別	新 築 増 築 用途変更 その他 ()					
	使用目的	自 己 用 分 譲 賃 貸 その他 ()					
	高 さ	地上	m		申請部分	他の部分	合 計
		地下	m	m ²			
	階 数	地上	階	建築面積			
		地下	階	m ²			
	構 造			延べ面積			
		建ぺい率	%				
敷地面積	m ²		容 積 率	%			
第 2 区 域	工事種別	新 築 増 築 用途変更 その他 ()					
	使用目的	自 己 用 分 譲 賃 貸 その他 ()					
	高 さ	地上	m		申請部分	他の部分	合 計
		地下	m	m ²			
	階 数	地上	階	建築面積			
		地下	階	m ²			
	構 造			延べ面積			
		建ぺい率	%				
敷地面積	m ²		容 積 率	%			
第 3 区 域	工事種別	新 築 増 築 用途変更 その他 ()					
	使用目的	自 己 用 分 譲 賃 貸 その他 ()					
	高 さ	地上	m		申請部分	他の部分	合 計
		地下	m	m ²			
	階 数	地上	階	建築面積			
		地下	階	m ²			
	構 造			延べ面積			
		建ぺい率	%				
敷地面積	m ²		容 積 率	%			

備考

- 1 店舗等又は共同住宅等を複数建築する場合は、事前協議申出書の次にこの書類を添付すること。
- 2 土地利用計画図等に、区画ごとの敷地設定及び建築物の用途を明確にすること。

様式第 2 号（泉大津市開発指導要綱第 7 条関係）
様式第 5 号（泉大津市都市計画法施行細則第 4 条関係）

建築計画の概要を示す標識

90 cm以上

建築予定のお知らせ				
開発区域 の 名 称				
予定建築物 の 用 途				
建 築 戸 数	棟戸			
敷 地 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²	
高 さ	m	階 数	地上	階・地下階
工 事 施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日の予定			
事 業 者 名				
設 計 者 名				
工 事 施 工 者 名				
工 事 現 場 管 理 者 名				
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日			
許可年月日 許可番号	年 月 日 泉大開第 一 号			
上記建築計画は関係官庁に申請中です。				

90 cm以上

地上から 80 cm 程度の高さに掲示すること。

- 備 考
1. 標識の作成及び設置については、裏面を参照すること。
 2. 標識の設置写真は、泉大津市開発指導要綱協定の締結までに遠近の 2 種類を提出すること。
 3. 都市計画法第 29 条第 1 項の許可を受けた後、すみやかに許可番号及び許可年月日を記載すること。
- (次頁へ続く)

注 意

1. 文字は、黒色で鮮明に書いてください。この場合において、塗料等は、日光、風雨等で不鮮明にならないものを使用してください。
2. 標識は、風雨等で破損及び倒壊しない構造で作成及び設置してください。
3. 開発区域が広く、1箇所の設置が適当でない場合は、他の箇所にも設置してください。
4. 標識は、開発指導要綱第7条第2項の規定により、当該建築物の工事着工の日まで設置してください。

年 月 日

説明会等経過報告書（正・副）

泉大津市長 殿

事業者 住所・氏名	TEL		
申請代理者 住所・氏名	TEL (担当者名)		

下記の開発事業の理解を得るため関係住民へ説明会等を実施しましたので、泉大津市開発指導要綱第7条第4項の規定により、その経過を報告します。

なお、この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

事前協議 申出書の 受付番号	年 月 日 泉大建住第 号
開発区域 の名称	
予定建築物 の用途	

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 本説明会等経過報告書は、事前協議の協定書締結までに提出すること。

※ 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	説明会等報告書	○	○	
2	委任状	○	○	代理人が手続きをする場合。 (副本は写し可)
3	説明会等実施範囲一覧	○	○	
4	内容書	○	○	
5	説明会使用図書一式	○	○	

注 意

- 1 説明会等実施範囲一覧は、付近見取図等に説明会等を行った範囲を明示してください。
- 2 内容書の様式はありませんので、次の項目を記載した書類を添付してください。
 - (1) 説明会又は個別訪問した日時
 - (2) 説明会場の住所及び名称
 - (3) 説明会に参加又は個別訪問した、相手の住所及び氏名
 - (4) 説明の概要
 - (5) 主な質疑応答
- 3 説明会等を行った相手の押印は、必要ありません。

都市施設の整備計画書

都市施設の 種 類	概 要				管理者	用地の 帰 属	施設の 帰 属	備 考
	幅員又 は寸法	長 さ	面 積	個数又 は本数				

注意

- 1 事前協議申出書を提出する際は、都市施設の整備計画（案）として記入してください。
- 2 既存施設の場合は、備考欄に既存と明記の上、改修の有無についても併記してください。
- 3 都市計画法の開発許可申請を要する場合は、都市施設の整備計画書は、都市計画法第32条の規定に基づく同意内容となります。
- 4 記載する主な都市施設、管理者並びに用地及び施設の帰属先は、原則として、次のとおりです。
 - (1) 開発道路又は位置指定道路 … 管理者並びに用地及び施設の帰属先は、泉大津市。ただし、市道等に接道していること。
 - (2) 道路後退敷 … 同 上
 - (3) 道路側溝 … 管理者及び施設の帰属先は、泉大津市。ただし、前記(1)又は(2)で用地の帰属先が泉大津市のこと。
 - (4) 道路側溝集水枡及び取付管 … 同 上
 - (5) 汚水人孔及び污水管 … 同 上
 - (6) 雨水人孔及び雨水管 … 同 上
 - (7) 第一公共枡及び取付管 … 管理者及び施設の帰属先は、泉大津市。
 - (8) 宅内最終雨水枡及び取付管 … 管理者及び施設の帰属先は、事業者。
 - (9) 給水管 … 管理者及び施設の帰属先は泉大津市。
 - (10) 消火栓 … 管理者及び施設の帰属先は、事業者。ただし、前記(9)の給水管に付随している場合は、泉大津市。
 - (11) 給水引込管 … 管理者及び施設の帰属先は、事業者。
 - (12) 公園等及び公園等施設 … 管理者並びに用地及び施設の帰属先は、泉大津市。ただし、店舗等の場合又は都市計画法の開発許可申請を要しない場合は、管理者並びに用地及び施設の寄附等について泉大津市公園所管課と協議。
 - (13) 貯水槽（防火水槽） … 管理者並びに用地及び施設の帰属先は、事業者。ただし、住宅の場合は、管理者並びに用地及び施設の帰属先は、泉大津市。
 - (14) ごみ集積場 … 管理者並びに用地及び施設の帰属先は、事業者。

年 月 日

工 事 完 了 届 (正 ・ 副)

泉大津市長 殿

事 業 者 住所・氏名	Tel		
申請代理者 住所・氏名	Tel (担当者名)		

下記の開発事業が完了しましたので、泉大津市開発指導要綱第9条の規定により、届け出ます。

なお、工事完了後も、開発事業による苦情、損害賠償請求等は、当方の責任で誠意をもって解決し、泉大津市には一切迷惑をお掛けしません。

記

事前協議 申出書の 受付番号	年 月 日 泉大建住第 号		
工事が完了 した開発 区域の名称			
工事完了 年月日	年 月 日		
※ 検査年月日	年 月 日		
※ 検査結果	合 否		※ 受 付 欄

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 工事完了届は2部（正・副）提出すること。
- 提出図書等は、裏面を参照すること。
- 本様式は、中間検査届について準用します。その場合は工事完了を中間検査と読み替えてください。
- この届出書は、標記届出手続き等の事務処理のほか他法令所管部局等との協議調整を行う目的で利用します。

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	工事完了届	○	○	
2	委任状	○	○	代理人が手続きをする場合。 (副本は写し可)
3	擁壁、給排水施設等の施工中の写真	○	○	地下埋設物等
4	事前協議書(副本)書類一式	*	○	① 正には、事前協議申出書(表面)の写しを添付する。 ② 計画変更申し出を行っている場合は、事前協議書を変更協議書にそれぞれ読み替えて添付すること。 ③ 地位継承申出を行っている場合は、②に準ずる。
事前協議又は変更協議と工事完了現場が違う場合				
5	① 地積図(新) ② 分筆図 ③ 土地登記事項証明書(新) ④ 新旧地番対照表	○	○	開発区域の名称に変更がある場合
6	新旧各種図面	○	○	① 変更がある図面のみ提出すること。 ② 変更部分を朱線で明示すること。

注 意

- 大規模な変更がある場合、都市施設の整備計画書の内容変更がある場合等は、計画変更の手続きを先に済ませてください。
計画変更の手続きが必要かどうかは、あらかじめ 建築住宅課と協議してください。
- 変更内容により添付図書の追加がありますので、あらかじめ 建築住宅課及び所管課と協議してください。
- 変更内容により、所管課へも新旧図面の提出をお願いする場合があります。

年 月 日

開 発 事 業 の 検 査 済 証

(住 所)

(氏 名)

泉大津市長

下記の開発事業は、泉大津市開発指導要綱第 9 条第 2 項の規定による検査の結果、
年 月 日付け本市と締結した協定書の内容に適合していることを証明し
ます。

記

事前協議申出書 の 受 付 番 号	年 月 日 泉大建住第 号
工事が完了した 開発区域の名称	泉大津市
検 査 年 月 日	年 月 日

備 考

- 1 この証明書は、年 月 日付け泉大建住第 号で受付けた事前協議
申出書についての検査済証であり、それ以外のものを証明するものではありません。
- 2 この検査済証は、再発行しませんので、工事完了届（副）関係書類と一緒に大切に
保管してください。

年 月 日

開発事業の計画変更申出書（正・副）

泉大津市長 殿

事業者 住所・氏名	TEL		
申請代理者 住所・氏名	TEL (担当者名)		

下記の開発事業を計画変更したいので、泉大津市開発指導要綱第 3 6 条第 1 項の規定により、届け出ます。

なお、開発事業の計画変更申出による苦情、損害賠償請求等は、当方の責任で誠意をもって解決し、泉大津市には一切迷惑をお掛けしません。

記

事前協議 申出書の 受付番号	年 月 日 泉大建住第 号
開発区域 の名称	
変更内容 及び理由	

備考

- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 計画変更申出書は、事前協議申出書に準じて提出すること。提出部数及び提出課（局署）を、あらかじめ建築住宅課と協議すること。
- この申出書は、標記開発事業に係る事前協議のほか他法令所管部局等との協議調整を行う目的で利用します。

※ 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	開発事業の計画変更申出書	○	○	
2	委任状	○	○	代理人が手続きをする場合。 (副本は写し可)
3	新旧都市施設の整備計画書	○	○	都市施設の整備計画に変更がある場合
4	① 新旧地積図 ② 新旧土地登記事項証明書 ③ 新旧求積図	○		開発区域の変更がある場合
5	新旧各種図面	○	○	① 変更がある図面のみ提出すること。 ② 変更部分を朱線で明示すること。
6	事前協議書（副本）書類一式	*	○	① 正には、事前協議申出書（表面）の写しを添付する。 ② 計画変更申し出を行っている場合は、事前協議書を変更協議書にそれぞれ読み替えて添付すること。 ③ 地位継承申出を行っている場合は、②に準ずる。

注 意

- 事前協議申出に伴う協定書が未締結の場合は、あらかじめ 建築住宅課と協議してください。
- 大幅な変更は、開発事業の廃止申出を行った後、改めて事前協議申出の手続きをお願いする場合があります。
廃止の手続が必要かどうかは、あらかじめ 建築住宅課と協議してください。
- 変更内容により添付図書の追加がありますので、あらかじめ 建築住宅課及び所管課と協議してください。
- 変更の協定書締結後に返却します開発事業の計画変更申出書（副）関係書類は、泉大津市開発指導要綱の規定による各種届出に必要ですので、大切に保管してください。

年 月 日

開発事業の地位継承申出書（正・副）

泉大津市長 殿

変更前の 事業者の 住所・氏名	Tel
変更後の 事業者の 住所・氏名	Tel
申請代理者 住所・氏名	Tel (担当者名)

下記の開発事業の事業者を変更したいので、泉大津市開発指導要綱第 36 条第 2 項の規定により、届け出ます。

- (1) 地位継承に当たり、同要綱による一切の権能及び義務を継承し、誠実に履行します。
- (2) 開発事業の地位継承申出による苦情、損害賠償請求等は、当方の責任で誠意をもって解決し、泉大津市には一切迷惑をお掛けしません。

記

事前協議 申出書の 受付番号	年 月 日 泉大建住第 号
開発区域 の名称	
地位継承 理 由	

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 この申出書は、標記申出手続き等の事務処理のほか
他法令所管部局等との協議調整を行う目的で利用し
ます。

※ 受 付 欄

提出図書

No.		正	副	備考
1	開発事業の地位継承申出書	○	○	
2	委任状	○	○	代理人が手続きをする場合。 (副本は写し可)
3	事前協議書（副本）書類一式	*	○	① 正には、事前協議申出書（表面）の写しを添付する。 ② 計画変更申し出を行っている場合は、事前協議書を変更協議書にそれぞれ読み替えて添付すること。 ③ 地位継承申出を行っている場合は、②に準ずる。

注 意

- 事前協議申出に伴う協定書が未締結の場合は、あらかじめ 建築住宅課と協議してください。
- 地位継承の承認後に返却します開発事業の地位継承申出書（副）関係書類は、泉大津市開発指導要綱の規定による各種届出に必要ですので、大切に保管してください。

年 月 日

開発事業の廃止申出書

泉大津市長 殿

事業者又は 土地所有者 住所・氏名	Tel
申請代理者 住所・氏名	Tel (担当者名)

下記の開発事業を廃止したいので、泉大津市開発指導要綱第 3 6 条第 3 項の規定により届け出ます。

なお、開発事業の廃止申出による苦情、損害賠償請求等は、当方の責任で誠意をもって解決し、泉大津市には一切迷惑をお掛けしません。

記

事前協議 申出書の 受付番号	年 月 日 泉大建住第 号
開発区域 の名称	
廃止理由	

備考

※印のある欄は、記載しないこと。

※ 受 付 欄

提出図書

事業者が廃止の申出を行う場合

No.		正	備 考
1	開発事業の廃止申出書	○	
2	委任状	○	代理人が手続きをする場合。

土地所有者が廃止の申し出を行う場合

No.		正	備 考
1	開発事業の廃止申出書	○	
2	委任状	○	代理人が手続きをする場合。
3	土地所有者であることを証明する書類	○	

注 意

- 1 事前協議申出に伴う協定書が未締結の場合は、あらかじめ 建築住宅課と協議してください。
- 2 土地所有者からの開発事業の廃止申出に際しては、あらかじめ土地所有者は、事業者と十分協議をしてください。
建築住宅課から事業者に、意思確認をする場合があります。
- 3 都市計画法、建築基準法等の関係法令の許認可状況により、先に関係法令に基づく許認可の取消申請が必要な場合があります。

土 地 帰 属 申 出 書

泉 大 津 市 長 殿

土地所有者 の 住所・氏名	印
---------------------	---

下記の開発事業が完了しましたので、泉大津市開発指導要綱第 1 0 条の規定により、
泉大津市に帰属となる都市施設の用地の嘱託登記を申し出ます。

記

事前協議 申出書の 受付番号	令和 年 月 日 泉大建住第 号
事業者の 住所氏名	
帰属する 土地の名称	

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 実印又は代表者印で押印すること。
- 3 帰属施設がある場合は、併せて施設帰属申出書も提出すること。

※ 建築住宅課受付欄	※ 所 管 課 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	土地帰属申出書	○	○	
2	都市計画法第32号同意書 (都市施設の整備計画書を含む)の写し	○	○	事前協議(副)に添付分を複写し、都市施設の種類に朱線を入れること。
3	承諾書	2 部	写 1部	① 市に帰属する土地の形態(道路、公園等)ごとに2部作成する。 ② 帰属する土地の所在、地番、地目、地積を記入すること。
4	登記原因証明情報	○		① 市に帰属する土地の形態(道路、公園等)ごとに作成する。 ② 帰属する土地の所在、地番、地目、地積を記入すること。
5	印鑑証明書	○		① 市に帰属する土地の形態(道路、公園等)の数の枚数を添付する。 ② 土地帰属申出書の提出日前3月以内の証明があること。
6	資格証明書(法人の場合)	○		① 市に帰属する土地の形態(道路、公園等)の数の枚数を添付する。 ② 土地帰属申出書の提出日前3月以内の証明があること。
7	付近見取図	○	○	開発区域を赤で着色すること。
8	土地利用図	○	○	
9	地籍図(公図)	○	○ *	市に寄附する土地を黄で着色すること。
10	地積測量図	○		① 市に帰属する土地を黄で着色すること。 ② 市に帰属する土地の実測面積と地積測量図の面積は一致すること。
11	登記事項証明書(全部事項)	○		① 乙区記載事項はすべて抹消されていること。 ③ 市に寄附する土地の実測面積と地積測量図の面積は一致すること。

(*印について、写し可)

注 意

- 1 都市計画法の開発許可申請を要しない場合の土地の寄付は、様式第12号の「土地寄付申出書」を提出してください。
- 2 土地帰属申出書は、原則として、都市計画法第36条第1項の規定による完了検査終了後速やかに、建築住宅課へ提出してください。
- 3 土地帰属申出書に建築住宅課で受付印押印後、事業者又は申請代理者は、所管課へ土地帰属申出書(正)を提出してください。
- 4 土地所有者が複数いる場合又は帰属する土地の形態が複数ある場合は、あらかじめ建築住宅課と協議してください。

施 設 帰 属 申 出 書

泉大津市長 殿

事 業 者 住所・氏名	印 TEL
----------------	------------------

下記の開発行為が完了しましたので、泉大津市開発指導要綱第 1 0 条の規定により、
泉大津市に帰属となる都市施設の所有権移転を申し出ます。
また、工事保証期間は、厳守することを誓約します。

記

事前協議 申出書の 受付番号	令和 年 月 日 泉大建住第 号
帰属施設が 存する土地 の名称	
都市施設の 区分 該当する事 項に○印を 付ける。	1 道路施設 2 給水施設 3 排水施設 4 公園施設 5 消防施設 6 その他 ()

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 実印又は代表者印で押印すること。
- 3 施設帰属申出書は、所管課ごとに2部（正・副）作成の上、提出すること。

※建築住宅課受付欄	※所管課受付欄

提出図書

No.		正	副	備 考
1	施設帰属申出書	○	○	
2	都市計画法第32号同意書 (都市施設の整備計画書を含む)の写し	○	○	事前協議(副)に添付分を複写し、都市施設の 種類に朱線を入れること。
3	協定書の写	○		事前協議(副)に添付分を複写すること。
4	印鑑証明書の写	○		帰属申出書の提出日前3月以内の証明がある こと。
5	資格証明書の写(法人の場合)	○		帰属申出書の提出日前3月以内の証明がある こと。
6	付近見取図	○	○	開発区域を赤で着色すること。
7	土地利用図	○	○	
8	地籍図(公図)	○ *	○ *	市に帰属する土地を黄で着色すること。
9	帰属施設施工図	○	○	市に帰属する施設を黄で着色すること。
10	帰属施設施工工程写真	○		
11	開発行為に関する工事の検 査済証の写し	○	○	泉大津市以外(大阪府又は他市等)にて検 査済証を発行する場合のみ提出のこと。

(*印について、写し可)

注 意

- 施設帰属申出書は、原則として、都市計画法第36条第1項の規定による完了検査終了後速やかに、建築住宅課へ提出してください。
- 施設帰属申出書に建築住宅課で受付印押印後、事業者又は申請代理者は、所管課へ施設帰属申出書(正)を提出してください。
- 施設帰属申出書を提出する所管課及び所管課別の都市施設の種類のほかあらかじめ建築住宅課で確認しておいてください。
- 帰属施設施工図は主に次の通りですが、詳細は所管課と協議してください。
 - 道路施設 …… 道路断面図、道路側溝横断面図 等
 - 給水施設 …… 給水施設平面図、給水管縦断面図 等
 - 排水施設 …… 排水施設平面図、排水管縦断面図 排水管取付(流末)構造図、人孔縦断面図、道路側溝集水桝・取付管縦断平面図、宅内最終桝・取付管縦断平面図 等
 - 公園施設 …… 帰属公園施設平面図・詳細図、公園内排水施設平面図、公園内集水桝・取付管縦断平面図、公園内給水施設平面図 等
 - 消防施設 …… 防火水槽位置図、防火水槽縦断平面図、採水口・消火栓詳細図、防火水槽給水施設平面図 等
- 帰属施設施工工程写真は、地下埋設となる施設等を重点的に撮ってください。

土 地 寄 附 申 出 書

泉 大 津 市 長 殿

土地所有者 の 住所・氏名	印
---------------------	---

下記の開発事業が完了しましたので、泉大津市開発指導要綱第 1 0 条の規定により、
泉大津市に寄附となる都市施設の用地の嘱託登記を申し出ます。

記

事前協議 申出書の 受付番号	令和 年 月 日 泉大建住第 号
事業者の 住所氏名	
寄附する 土地の名称	
寄附する の土地区分 該当する事 項に○印を 付ける。	1 位置指定道路 2 道路後退敷 3 管路敷 4 その他 ()

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 実印又は代表者印で押印すること。
- 3 土地寄附申出書は、所管課ごとに2部（正・副）作成の上、提出すること。

※ 建築住宅課課受付欄	※ 所 管 課 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	土地寄附申出書	○	○	
2	都市施設の整備計画書の写	○	○	事前協議（副）に添付分を複写し、都市施設の種類に朱線を入れること。
3	承諾書	2 部	写 1部	寄附する土地の所在、地番、地目、地積を記入すること。
4	登記原因証明情報	○		寄附する土地の所在、地番、地目、地積を記入すること。
5	印鑑証明書	○		土地寄附申出書の提出日前3月以内の証明があること。
6	資格証明書（法人の場合）	○		土地寄附申出書の提出日前3月以内の証明があること。
7	付近見取図	○	○	開発区域を赤で着色すること。
8	土地利用図	○	○	
9	地籍図（公図）	○	○ ＊	市に寄附する土地を黄で着色すること。
10	地積測量図	○		① 市に寄附する土地を黄で着色すること。 ② 市に寄附する土地の実測面積と地積測量図の面積は一致すること。
11	登記事項証明書（全部事項）	○		① 乙区記載事項はすべて抹消されていること。 ② 市に寄附する土地の実測面積と地積測量図の面積は一致すること。

（＊印について、写し可）

注 意

- 1 都市計画法の開発許可申請を要する場合の土地の帰属は、様式第11号の「土地帰属申出書」を提出してください。
- 2 土地寄附申出書を提出する所管課及び所管課ごとの都市施設の種類の、あらかじめ建築住宅課で確認してください。
- 3 土地寄附申出書を提出する時期は、市に土地を寄附する都市施設の所管課と協議してください。なお位置指定道路の場合は、土地寄附申出書は、原則として、建築基準法第42条第1項第5号の規定による完了検査終了後速やかに、建築住宅課へ提出してください。
- 4 土地寄附申出書に建築住宅課で受付印押印後、事業者又は申請代理者は、所管課へ土地寄附申出書（正）を提出してください。
- 5 市に土地を寄附する都市施設の所管課から別途、提出書類の指示があった場合は、その指示に従ってください。この場合において、建築住宅課に必要な書類等の提出については、別途協議してください。

施 設 寄 附 申 出 書

泉大津市長 殿

事 業 者	印
住所・氏名	
	Tel

下記の開発事業が完了しましたので、泉大津市開発指導要綱第 1 0 条の規定により、
泉大津市に寄附となる都市施設の所有権移転を申し出ます。

また、工事保証期間は、厳守することを誓約します。

記

事前協議 申出書の 受付番号	令和 年 月 日 泉大建住第 号
寄附施設が 存する土地 の名称	
都市施設の 区分 該当する事 項に○印を 付ける。	1 道路施設 2 給水施設 3 排水施設 4 その他 ()

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 実印又は代表者印で押印すること。
- 3 施設寄附申出書は、所管課ごとに 2 部（正・副）作成の上、提出すること。

※ 建築住宅課受付欄	※ 所 管 課 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	施設寄附申出書	○	○	
2	都市施設の整備計画書の写	○	○	事前協議（副）に添付分を複写し、都市施設の種類の朱線を入れること。
3	協定書の写	○		事前協議（副）に添付分を複写すること。
4	印鑑証明書の写	○		寄附申出書の提出日前 3 月以内の証明があること。
5	資格証明書の写（法人の場合）	○		寄附申出書の提出日前 3 月以内の証明があること。
6	付近見取図	○	○	開発区域を赤で着色すること。
7	土地利用図	○	○	
8	地籍図（公図）	○ ＊	○ ＊	市に寄附する土地を黄で着色すること。
9	寄附施設施工図	○	○	市に寄附する施設を黄で着色すること。
10	寄附施設施工工程写真	○		

（＊印について、写し可）

注 意

1. 施設寄附申出書を提出する時期は、施設の寄附を受ける所管課と協議してください。
2. 施設寄附申出書に建築住宅課で受付印押印後、事業者又は申請代理者は、所管課へ施設寄附申出書（正）を提出してください。
3. 施設寄附を受ける所管課から別途、提出書類の指示があった場合は、その指示に従ってください。この場合において、建築住宅課に必要な書類等の提出については、別途協議してください。
4. 寄附施設施工図は主に次の通りですが、詳細は所管課と協議してください。
 - （1）道路施設 …… 道路断面図、道路側溝横断面図 等
 - （2）給水施設 …… 給水施設平面図、給水管縦断面図 等
 - （3）排水施設 …… 排水施設平面図、排水管縦断面図 排水管取付（流末）構造図、人孔縦断面図、道路側溝集水桝・取付管縦断面平面図、宅内最終桝・取付管縦断面平面図 等
5. 寄附施設施工工程写真は、地下埋設となる施設等を重点的に撮ってください。

施 設 無 償 使 用 承 諾 書

泉大津市長 殿

事 業 者	印
住所・氏名	
	Tel

下記の開発事業が完了しましたので、泉大津市開発指導要綱第 1 0 条の規定により、泉大津市の管理となる都市施設の無償使用を承諾します。

また、工事保証期間は、厳守することを誓約します。

記

事前協議 申出書の 受付番号	令和 年 月 日 泉大建住第 号
無償使用 施設が存 する土地 の名称	
都市施設の 区分 該当する事 項に○印を 付ける。	1 道路施設 2 給水施設 3 排水施設 4 その他 ()

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 実印又は代表者印で押印すること。
- 3 施設無償使用承諾書は、所管課ごとに2部（正・副）作成の上、提出すること。

※ 建築住宅課受付欄	※ 所 管 課 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	施設無償使用承諾書	○	○	
2	都市計画法32条同意書（都市施設の整備計画書を含む。）又は都市施設の整備計画書の写	○	○	事前協議（副）に添付分を複写し、都市施設の種類の朱線を入れること。
3	協定書の写	○		事前協議（副）に添付分を複写すること。
4	印鑑証明書の写	○		施設無償使用承諾書の提出日前3月以内の証明があること。
5	資格証明書の写（法人の場合）	○		施設無償使用承諾書の提出日前3月以内の証明があること。
6	付近見取図	○	○	開発区域を赤で着色すること。
7	土地利用図	○	○	
8	地籍図（公図）	○ ＊	○ ＊	市に無償使用承諾する施設を黄で着色すること。
9	管理施設施工図	○	○	
10	管理施設施工工程写真	○		

（＊印について、写し可）

注 意

- 1 施設無償使用承諾書を提出する所管課及び所管課ごとの都市施設の種類の種類は、あらかじめ建築住宅課で確認してください。
- 2 施設無償使用承諾書を提出する時期は、市の管理となる都市施設の所管課と協議してください。
- 3 施設無償使用承諾書に建築住宅課で受付印押印後、事業者又は申請代理者は、所管課へ施設無償使用承諾書（正）を提出してください。
- 4 施設の市管理を受ける所管課から別途、提出書類の指示があった場合は、その指示に従ってください。この場合において、建築住宅課に必要な書類等の提出については、別途協議してください。
- 5 管理施設施工図及び管理施設施工工程写真の作成については、事前に所管課と協議してください。

土 地 無 償 使 用 承 諾 書

泉大津市長 殿

土地所有者 の 住所・氏名	印
---------------------	---

下記の道路後退用地及びすみ切り用地について、泉大津市開発指導要綱第 1 0 条の規定により、泉大津市が無償で使用することを承諾すると共に、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）の規定により私権の制限を受けることを受認します。

また、下記の道路後退用地及びすみ切り用地の権利者に変更がある場合は、この承諾書を熟知させ継承させることを誓約します。

記

事前協議 申出書の 受付番号	令和 年 月 日 泉大建住第 号
事業者の 住所氏名	
無償使用を 承諾する 土地の名称	
無償使用を 承諾する 土地の名称	1 道路後退用地 (面 積 m ²) 2 すみ切り用地 (面 積 m ²)

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 実印又は代表者印で押印すること。
- 3 土地無償使用承諾書は、所管課ごとに 2 部（正・副）作成の上、提出すること。

※ 建築住宅課受付欄	※ 所 管 課 受 付 欄

提 出 図 書

No.		正	副	備 考
1	土地無償使用承諾書	○	○	
2	都市計画法32条同意書（都市施設の整備計画書を含む。）又は都市施設の整備計画書の写	○	○	事前協議（副）に添付分を複写し、都市施設の種類の朱線を入れること。
3	印鑑証明書	○		土地無償使用承諾書の提出日前3月以内の証明があること。
4	資格証明書（法人の場合）	○		土地無償使用承諾書の提出日前3月以内の証明があること。
5	付近見取図	○	○	開発区域を赤で着色すること。
6	土地利用図	○	○	
7	地籍図（公図）	○	○ ＊	市に寄附する土地を黄で着色すること。
8	地積測量図	○		① 道路後退用地を分筆した場合。 ② 市に無償使用承諾をする土地を黄で着色すること。
9	登記事項証明書（全部事項）	○		
10	道路後退用地等の求積図	○	○	
11	道路後退用地等の構造詳細図	○	○	

（＊印について、写し可）

注 意

- 1 土地無償使用承諾書を提出する所管課及び所管課ごとの都市施設の種類の、あらかじめ 建築住宅課で確認してください。
- 2 土地無償使用承諾書を提出する時期は、市の管理となる都市施設の所管課と協議してください。
- 3 土地無償使用承諾書に 建築住宅課で受付印押印後、事業者又は申請代理者は、所管課へ土地無償使用承諾書（正）を提出してください。
- 4 道路後退用地及びすみ切り用地の施設施工図の詳細は、所管課と協議してください。
この場合において、建築住宅課に必要な書類等の提出については、別途協議してください。